

暮らし得情報

6
JUNE 2015

MARUTOKU

- 消費生活センターにご相談ください! 1
- こんな相談が寄せられました 2、3
- くらしのミニ情報 他 4

くらしのミニ情報

機能性表示食品制度がはじまりました

これまで機能性を表示することが出来る食品は…トクホ(特定保健用食品)と栄養機能食品に限られていました。

Q. 機能性表示食品って?

→「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)食品の機能性を表示することができる食品です。事業者の責任で、科学的根拠を基に商品パッケージに機能性を表示するものとして消費者庁に届け出れば表示できます。

Q. どんな風に表示されるの?

→臨床試験による場合には「〇〇の機能があります」、研究レビューによる場合には「〇〇の機能があると報告されています」と表示するのが基本とされています。届けられた内容は消費者庁のウェブサイトで公開されます。

Q. たくさん取れば効果は出るの?

→たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取の方法や目安量などをよく読みましょう。

まずは、**ご自身の食生活を振り返ってみましょう!主食、主菜、副菜のバランスがやっぱり大切**

詳しいことは消費者庁のウェブサイトへ → <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>

- ※トクホ 健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品。効果や安全性については国が審査を行い、消費者庁長官が許可する。
- ※栄養機能食品 一日に必要な栄養成分(ビタミンやミネラルなど)が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品。すでに科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含む食品であれば、特に届出をしなくても国が定めた表現によって機能性を表示することが出来る。

消費生活出前講座をご利用ください!

県消費生活センターでは、職員がみなさまのお集まりの場所に出向いて、悪質商法の手口や対処方法などを説明させていただく「消費生活出前講座」を実施しています。

出前講座の例

- 消費者の会、地域の集まり
- 高齢者の集まり(老人クラブ、いきいきサロンなど)
- 高齢者や障害者を訪問する民生委員・児童委員、介護ヘルパー等の研修会
- 高等学校(卒業前総合学習やPTA集会など) など



長野県消費者被害防止啓発キャラクター **モシカッチ**

お申込みは、まずはお電話で各消費生活センターへご連絡ください。

消費生活情報メールマガジンを配信しています。

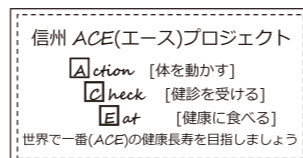
毎月1回月の初めに、消費生活に関する注意喚起情報や、消費生活講座のご案内などの情報をお届けする「消費生活情報メールマガジン」を配信しています。配信を希望される方は、次の長野県消費生活情報ホームページからご登録ください。みなさまのご登録をお待ちしています。 <https://www.nagano-shohi.net/mail-magazine/>

編集・発行 **長野県県民文化部** くらし安全・消費生活課
〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。

<http://www.nagano-shohi.net/>



しあわせ信州

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

北信消費生活センター…… ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771

(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

中信消費生活センター…… ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701

(松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階)

南信消費生活センター…… ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703

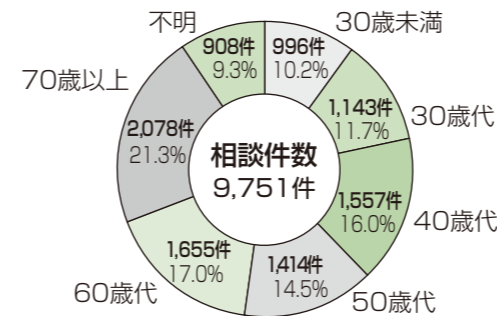
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

東信消費生活センター…… ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998

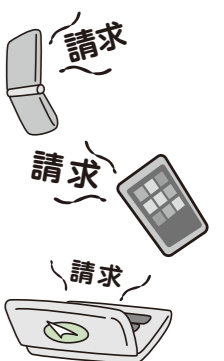
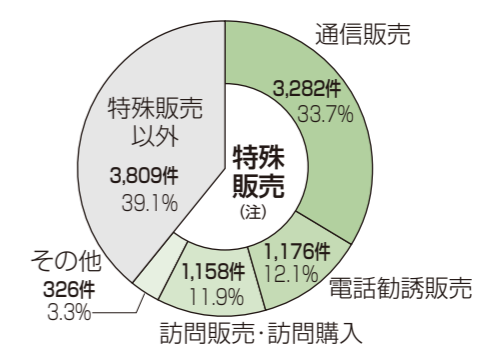
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

平成26年度は、全県で **9,751** 件の相談が寄せられました。

年齢別円グラフ



販売購入形態別円グラフ



○若者から高齢者まで、幅広い年齢層の方から相談がありました。

○前年度と比べると、70歳以上の方からの相談は4ポイント減りましたが、30歳未満と50歳代でそれぞれ1ポイント増えています。

○特殊販売(注)の割合が高い状況が続いています。

○特殊販売のうち、通信販売の占める割合が昨年度よりも4ポイント増え、この中には携帯電話やパソコンでのワンクリック請求、身に覚えのない架空請求やカタログ、インターネットによる通信販売が含まれています。

(注)特殊販売とは…訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などの販売形態をいいます。店舗での契約と異なり、消費者トラブルが生じやすいため、事業者が守るべきルールや消費者を守るルールが定められています。

消費生活センターには こんな相談が寄せられました

ワンクリック請求・架空請求が相談件数では圧倒的上位

ワンクリック請求相談事例→クリックしたら8万円の請求が…

無料アダルトサイトを見ていたら、登録完了画面が出て8万円請求された。料金の説明や確認画面はなかった。その後、請求画面が消えなくなってしまった。その画面に記載された電話番号にかけると「料金を支払わないと画面は消せない」と言われた。

アドバイス

- 有料であるとのわかりやすい表示が無く、契約内容の再確認・訂正画面が無い場合は有効な契約とは言えません。
- 一度相手に連絡してしまうと、電話番号やメールアドレスなどの個人情報が伝わってしまい、それ以降も様々な理由をつけて請求が続く可能性があります。相手には絶対連絡しないでください。
- 請求画面が消えない場合は、パソコンメーカーのカスタマーセンターに連絡するか、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。

<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>



架空請求相談事例→サイトの使用料が未納だ。このままだと裁判になる

- 全く身に覚えのないサイトの料金請求メールが来た。
- 携帯メールで調達予告通知というタイトルで、インターネットの利用料金の請求がきた。期日までに連絡しないと法的手続きをとるとある。自分には利用した覚えはない。

アドバイス

- 「すぐに連絡をください」と早急に連絡を取らせようとする業者も多く見られます。身に覚えがない場合は、すぐには請求に応じないで、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。
- 「紛争処理支援センター」など中立的な公的機関を思わせる名称を用いて、「裁判所に訴状が提出された」などと脅して不安にさせた上で、「当センターが仲裁する」などと中立的な立場でトラブル解決の支援をするよう見せかけるケースもあります。
- 電子メールの他、はがきや封書による架空請求もあります。
- 裁判所などから支払い督促や訴状などが届いた場合は、放置せずに、速やかに最寄りの消費生活センターや弁護士などの専門家に相談しましょう。



他にもこんな相談が… 事例と対処アドバイス

副業サイト

副収入を得たいと考え、相談にのるとお金がもらえる副業サイトに会員登録した。入会金は3千円、相談報酬は1件1,300円。相談を聞き、メールを送ると頻りに文字化けがおこり、その都度解除料を請求され20万円近く払ったが報酬はもらえなかった。

センターからのアドバイス

「お金をあげる」「簡単に高収入」等、将来得られるという収入を前提とした支払いは避けましょう。

お金をもらえたという事例はありません。



移動販売業者

「物干し竿2本で千円」とアナウンスしていた移動販売業者から竿を購入しようとしたが、別の竿を勧められ料金表を見せられ1本1,500円と思い、2本注文したところ3万円請求された。業者は1尺(30cm)が1,500円だという。高額なので断ったが、「竿の長さを切ったので取り消しできない」とすごまれ支払った。契約書や領収書もなく、業者の名前も連絡先も分からない。

センターからのアドバイス

クーリング・オフ等が可能な場合もありますが、書面が発行されなかったり、連絡先や住所が架空で、返金交渉等が出来ないことがあります。移動販売業者から商品を購入する際は、購入前にしっかり商品と金額を確認することが大切です。

こうした事でお困りでしたら迷わず、 消費生活センターにお電話ください!

複合会員サービス

20年以上前に英語の教材を購入した際に複合会員サービスの契約をしたA社とは異なるB社から、未納の会費を払うよう通知がきた。B社はA社から営業譲渡されたという。通知には、具体的な金額は書かれておらず、連絡をとるよう記載されている。対処法を教えてください。

センターからのアドバイス

業者の請求について身に覚えがない場合は、すぐには請求に応じないでください。

その複合会員サービスの契約を、いつ、どのように、なぜ契約したのか、どのようなサービスだったかをできるだけはっきり思い出し、当時渡された書面などの資料を整理して最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

老人ホーム入居権の出資話

会員制老人ホームの会員権の出資を勧めるパンフレットが届いた。パンフレットには20万円の出資で配当金がもらえると書かれており、その後「パンフレットが来ていないか」という電話があって、その際200万円分の出資を勧められた。

センターからのアドバイス

内容の理解できない出資金等を募るような話は、早めに電話を切り関わらないようにしましょう。

業者が持ちかけてくる話や送られてくるパンフレットは非常に巧妙にできていますが、話を鵜呑みにせず、絶対にお金は払わないでください。一度お金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。

